完全自立式循環型水洗バイオトイレ仕様書

1　総　則

この仕様書は、白浜町（以下、「町」という。）が購入・設置する完全自立式循環型水洗バイオトイレ（以下、「本体」という。）について示すものである。なお、この仕様書に示した要求事項等は、町が求める最低水準を規定するものであり、要求事項等に具体的な特記仕様が規定されていない内容については、利用者が安心快適に利用できるよう、また機器等が破損しにくいようにするなど、積極的に創意工夫を発揮すること。

(1)　種　類

種類は、「完全自立式循環型水洗バイオトイレ」とする。

(2)　遵守すべき法制度等

本業務の実施にあたっては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）のほか、以下に掲げる関連の各種法令を遵守するとともに、規格については適宜参考にすること。

水質汚濁法（昭和45年12月25日法律第138号）
悪臭防止法（昭和46年6月１日法律第91号）
浄化槽法（昭和58年5月18日法律第43号）
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

2　設置場所と立地の概要

(1)　場　所

和歌山県西牟婁郡白浜町安居１２１４番地の一部

(2)　接面道路等の状況

敷地西側及び南側で私道に接面

(3)　位置・周辺状況

別紙１参照

(4)　現況・配置計画

別紙２参照

3　製品に関する要求

(1)　構成

構成は、次表による。

番号	品 名	数量	注記
1	トイレ設備等	一式	ユニット建物を含む
2	原水槽	一式	
3	受入槽	一式	
4	生物処理槽	一式	
5	沈降槽	一式	
6	洗浄水槽	一式	
7	余剰水槽	一式	
8	配管設備	一式	
9	付帯設備	一式	
１０	各種給排水ポンプ	一式	
１１	循環制御システム	一式	

(2) 一般的要求事項

一般要求事項は、次による。

a）本仕様書に規定してない事項は、製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商習慣による。

b）中水循環型トイレは、日本国内の公的機関等において設置実績のあるもの又は認定（例：国土交通省のNETIS）されたシステムとする。

c）本体は、−10～40℃の外気温の環境条件下で支障なく使用できるものとする。

d）ハエなどが発生しない構造とするとともに、トイレ設備内においては、アンモニア濃度が悪臭防止法に基づき１ppm以下となること。

e）使用時の取扱要領及び維持・管理が容易なものとする。

f）出入口は、施錠のできるものとする。

g）処理槽等は、中水の重量及び水圧に耐えうる強度とし、変形等が発生しない構造とする。

h）本体で使用する各設備等は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に適合したものとする。

i）電気配線等は、保護及び固定を確実に行うものとする。

j）外部のドア部は、雨水の侵入しない構造とする。

k）タンク及び点検口の蓋は、開口部と規格が一致するものとし、機密性を高めるためにゴム材等を蓋の裏側に貼り付ける。

l）高所にコンセントを設置する場合は、抜け止め付きのコンセントとする。

m）維持管理に使用する部品等は、互換性があり入手が容易で安価なものとし、浄化処理で使用する消耗品等は、交換が容易で安価なものとする。

(3) 材料・部材・補助資材

材料、部材及び補助資材は、日本工業規格品又は同等以上のものとし、かつ、製造者の規定する社内規格に合格したものとする。

(4) 構造・性能・機能

① トイレ設備内・トイレブース

トイレブースは次による。

a）トイレブースは、男女兼用とし、洋式便器×１個、和式便器×１個を設置する。

b）トイレブースは、使用者のプライバシーを確保するために、天井から床まで隔離する。

c）トイレブース戸当りの各出入口は、外側から出入りできるよう個別に設ける。また、各出入口には、男女兼用及び洋式・和式別の表示を視認の容易な位置に表示する。

d）出入り口ドア用としてドアクローザーを室内側に取付け、戸当りを設置する。

e）各ブースのスペースは、１．２㎡以上（奥行1,200㎜×幅900㎜以上）とし、ブース内には棚付き２連紙巻器、上部に予備のトイレットペーパーを４個以上置ける棚及び外被等を掛けるフック（壁等に取り付けた状態で耐荷重20kg以上）を設置する。

f）各便器ブースには、照明器具（センサー式）を取り付ける。

g）壁及び床の仕上げ材は、耐水・耐久性に優れた材料で仕上げる。また、化粧シートを張り付ける場合は、粘着性が良く、耐水・耐久性に優れたものを使用する。

h）壁パネルは、ビス等による穴から亀裂等が発生しないものとする。

i）天井用パネルは、取り付けが堅固で容易に落下しないものとする。

j）天井用パネル、壁パネルの接合部は、隙間のないものとする。構造上、隙間が発生した箇所は、シール剤等でコーキングを行う。

k）各エリアには、換気ができるように必要な数の換気口を設ける。

l）環境保全を考慮し、汚水を周辺環境に排出しないものとする。

② トイレ設備内・処理ブース

処理ブースは、次による。

ａ）再生洗浄装置は、生物的処理・物理的処理・化学的処理のいずれかの処理により、汚水を処理した中水を再度便器洗浄水に使用する中水循環型の簡易水洗又は水洗トイレとする。

ｂ）換気ができるように必要な数の換気口を設ける。

ｃ）浄化処理後の水質（中水）は、浄化槽法に基づきBOD20mg/L以下、水質汚濁法に基づきPH5.8～8.6及び大腸菌は検出されないこととし、水洗トイレ用に再利用する。

ｄ）汚泥、スカム等の処理は、容易に抜き取れる構造とする。

ｅ）トイレ設備内面を塗装する場合は、下地には充分な防錆処置を施した後、耐久が高く剥がれにくい塗料で塗装する。

ｆ）再生洗浄装置は、凍結防止対策及び結露対策を十分施したものとする。

③ 配管設備

配管設備は、次による。

ａ）耐久性、耐蝕性及び凍結防止を考慮した工法、材料等を使用する。

④ 各処理槽

各処理槽は、次による。

ａ）各処理槽は、転倒防止や凍結防止を十分に施したものとする。

(5) 維持・管理

維持及び管理は、次による。

ａ）定期メンテナンスは、第三者に委託するものとする。

ｂ）一般清掃管理は、第三者に委託するものとする。

4 品質保証

監督及び検査は、町及び県において行う。

5 その他の指示

(1) サービス拠点

契約の相手方は、日本国内に修理、部品交換などに対応できる、サービス拠点を有するものとする。

(2) 付属品

附属品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次表による。

品名	数量	注記
鍵（合鍵２本含む）	１式	

(3) 据付・運転調整・技術指導

ａ）契約の相手方は、速やかに担当課と据付けに関する調整を行った上、５(5)に規定する承認用図面等を提出し、承認後、本体の組立て据付け、運転調整並びに担当課に対する取扱い及び管理要領の技術指導を実施するものとする。

ｂ）本体は、設置条件に耐え得るよう、転倒防止等の必要な処置を講ずるものとする。なお、据付け場所の地盤が軟弱な場合は、砕石等による整備、転圧等の本体を設置するに必要な整地は、町が行う。

(4) 電気配線

電気配線は、隣接する既存電柱より引き込むものとする。

(5) 承認用図面等

契約の相手方は、設計図、各種器材の主要諸元、色見本、凍結対策等に関わる処置要領等、年間維持管理費内訳、その他必要な事項についての承認用図面等３部を町の担当者等

に提出し、承認を受けるものとする。
(6) 納入書類等
①　添付書類
契約の相手方は、仕様書によって指定する場合を除き、次表の書類を添付し、製品納入の際、町に提出する。また、納入後、建築確認申請等の手続きが発生した場合は、必要な書類等を作製・提出する。

番号	添付書類	数量	注記
1	取扱説明書	2	
2	部品表	2	
3	設計図書（Ａ４、折込可）	2	
4	維持管理資料	2	
5	完成品写真	2	

②　完成品写真
完成品写真は、全品目の形状が識別できるように、適宜に区分して撮影する。
(7) 契約物品の瑕疵
契約物品の瑕疵は、次による。
ａ）納入された契約物品に数量の不足が確認された場合、町側は契約の相手方に請求するものとする。
ｂ）納入された契約物品に不良品が確認された場合、町側は、契約の相手方に補修又は良品との取替えを請求するものとする。
ｃ）契約の相手方の責に帰すべき理由が判明した場合、不足物品の追送及び良品との取替は、契約の相手方によって行うものとする。なお、これにより難い場合は、町と協議するものとする。

別紙１

別紙２